

千葉市大気環境測定データ提供要領

環境規制課内部規程

平成25年4月1日制定

改正 令和6年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、環境規制課が管理する大気環境測定データ（以下「データ」という。）の提供方法について定めることにより、データ提供に係る業務の効率とデータ利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は各号に定めるところによる。

(1) 年間値

測定されたデータであって、大気汚染測定データ確定要領に基づくデータ確認及び修正作業（以下「確定作業」という。）を同一年度単位で終えたデータ。

(2) 月間値

測定されたデータであって、確定作業を月単位で終えたデータ（年間値に含まれるデータを除く。）

(3) 速報値

測定されたデータであって、確定作業を行っていないデータ。

(4) 電子媒体

CD等データを記録できる媒体であって、かつ、環境規制課において記録が可能な媒体。

(5) 電子データ

電磁気的方法等で電子媒体に記録されたデータ。

(データ提供の開始日)

第3条 データ提供の開始日は次のとおりとする。

(1) 年間値

当該データが属する年度の測定結果を公表（大気汚染防止法第24条に規定する公表をいう。）した日。

(2) 月間値

測定を行った月の翌々月1日。（閉庁日にあたるとときは翌開庁日とする。）

(3) 速報値

測定を行った日の翌日。（閉庁日にあたるとときは翌開庁日とする。）

2 第1項の規定にかかわらず、環境規制課長（以下「課長」という。）はデータ提供開始日の日を変更することができる。

(データ提供の方法)

第4条 データ提供は次の各号に掲げる方法のいずれかで行う。

(1) 帳票（データを紙に印字したもの）による交付

(2) 課長が定めた種類の電子媒体による交付

(3) 公表された資料の閲覧または貸出

(4) その他、課長が特に定めた方法

(データ提供の申請)

第5条 データの提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は課長の定めた申請書様式に所定の事項を記載し、課長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は課長が定める方法によって行わなければならない。

(審査)

第6条 課長は前条に規定する申請の内容を審査し、データの提供を承認することができる。

- 2 課長は前項に規定する審査の結果、以下の各号の一つに該当すると認める場合は、申請者に対して申請内容の修正を求めることができる。
- (1) データ提供に要する業務量が過大となるとき
 - (2) 使用目的及びその他の申請事項に整合性がないとき
 - (3) その他、提供を行うことが不適当であると認めるとき

(データ提供の特例)

第7条 課長は申請内容が以下の各号の一つに該当すると認める場合は、申請者に対し申請及び審査手続きを省略し、申請を口頭で行わせ、またはデータ提供後に申請を行うことを認めることができる。

- (1) 提供データが著しく少量である場合
- (2) 犯罪捜査等、緊急を要する公用に提供データを使用する場合
- (3) その他、課長が認める場合

2 課長は千葉市域を含む広域のデータ提供申請において、千葉市分の申請を受付し、申請者に対して書面でデータの使用を承認することができる。

3 課長は特に必要と認める場合には、この要領に提供の定めのないデータを提供することができる。

(データ提供に要する期間)

第8条 データ提供申請の承認からデータ提供が可能となるまでの標準的な期間は7開庁日とする。

2 課長は申請されたデータ量が多量である等、環境規制課の業務に支障をきたすと認められるときは前項の期間を延長することができる。

(データ提供に要する費用)

第9条 データの対価は無償とする。

2 郵送等料金、電子媒体購入費用などのデータ提供申請、データ送付及びデータの受領に必要な費用は申請者の負担とする。

(データ受領者の遵守事項)

第10条 この要領に基づき、データを受領した者（以下「データ受領者」という。）には以下の各号を遵守させるものとする。

- (1) 提供を受けたデータは後日、訂正されることがあること。
 - (2) データを利用した結果を公表する場合は、千葉市から提供を受けたことを明記すること。また、データの無断転載、改ざんを禁じる。
- 2 課長はデータ受領者に対して、データを利用して得られた成果及び公表資料について報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、課長が定める。

附則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 千葉市大気環境測定データ提供要領（平成7年9月26日施行）は、廃止する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

千葉市大気環境測定データ提供要領細則

千葉市大気環境測定データ提供要領（以下「要領」という。）第11条の規定に基づき同要領各号に定める事項等の取扱について、次のとおり定める。

（データ提供に用いる電子媒体の種類）

第1条 要領第4条第2号で規定するデータ提供に用いる電子媒体の種類は次の各号のいずれかとし、データのファイル形式は Microsoft Excel を用いたブック形式、テキスト(CSV) 又はPDF形式とする。

- (1) CD、DVD
- (2) 電子メール

（データ提供の申請様式）

第2条 要領第5条第1項に規定する申請書及び第7条第2項による申請は、次の各号に定める様式とする。

- (1) 確定値は、様式1「大気環境測定データ利用申請書（確定値）」による。
- (2) 速報値は、様式2「大気環境測定データ利用申請書（速報値）」による。
- (3) 千葉市域を含む広域のデータ提供申請における千葉市分の申請については、様式3「千葉市大気環境測定データの使用について（申請）」による。

（申請書の提出方法）

第3条 要領第5条第2項に規定する申請書の提出方法は、次の各号によるものとする。

- (1) 郵送
 - (2) 持参
 - (3) 電子メールでの送信
- 2 申請書の提出先は、環境規制課とする。

附則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

(様式1)

(確定値)

大気環境測定データ利用申請書

(申請日) 年 月 日

(あて先) 千葉市環境局環境保全部
環境規制課長

申 請 者

住 所

名 称

代表者名

電話番号

E-mail

千葉市大気環境測定データ提供要領第5条第1項の規定に基づき測定データの提供を申請します。

使 用 目 的			
申 請 期 間	年 月 日 (時) ~	年 月 日 (時) まで	
測 定 局 名			
測 定 項 目	SO ₂ NO NO ₂ NO _x CO O _x NMHC CH ₄ THC SPM PM2.5 風向・風速 気温・湿度 降下ばいじん 酸性雨		
データの種類	<input type="checkbox"/> 月報 (<input type="checkbox"/> 1時間値・ <input type="checkbox"/> 日間値)	<input type="checkbox"/> 月間値	<input type="checkbox"/> 年間値
データの形式	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 年報(測定結果報告書)貸出 <input type="checkbox"/> 電子データ(媒体: <input type="checkbox"/> CD、 <input type="checkbox"/> DVD) <input type="checkbox"/> 電子メール ※電子データによる提供は、1時間値のみとなります。 ※降下ばいじんは月間値、年間値のみの提供となります。 ※酸性雨については帳票等の写しのみとなります。		
担当者 (連絡先)	住所: _____ 氏名: _____ 所属: _____ 電話: _____ E-mail: _____ 回答希望日: _____ 年 月 日		
備 考			

申請者は、データの提供を受けるにあたり、以下の事項を遵守して下さい。

- 1 データを利用した結果を公表する場合は、千葉市から提供を受けたことを明記して下さい。また、データの無断転載、改ざんを禁じます。
- 2 電子媒体によるデータの提供を希望される場合には、未使用の媒体を市に提出してください。
- 3 受渡し方法(来庁・郵送・E-mail等)については、申請時にお問い合わせ下さい。

(様式2)

(速報値)

大気環境測定データ利用申請書

(申請日) 年 月 日

(あて先) 千葉市環境局環境保全部
環境規制課長

申請者

住所

名称

代表者名

電話番号

E-mail

千葉市大気環境測定データ提供要領第5条第1項の規定に基づき測定データの提供を申請します。

使用目的	
申請期間	年 月 日 (時) から 年 月 日 (時) まで
測定局名	
測定項目	S O ₂ NO N O ₂ N O _x C O O x N M H C C H ₄ T H C S P M P M 2.5 風向・風速 気温・湿度 降下ばいじん 酸性雨
データの種類	<input type="checkbox"/> 1時間値 <input type="checkbox"/> 日間値 <input type="checkbox"/> 月間値 ※降下ばいじんは月間値のみの提供となります。
データの形式	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 電子データ (媒体: <input type="checkbox"/> C D、 <input type="checkbox"/> D V D) <input type="checkbox"/> 電子メール ※電子データによる提供は、1時間値のみとなります。
担当者 (連絡先)	住所: _____ 氏名: _____ 所属: _____ 電話: _____ E-mail: _____ 回答希望日: _____ 年 月 日
備考	

申請者は、データの提供を受けるにあたり、以下の事項を遵守して下さい。

- 1 提供データは速報値であり、確定作業後訂正されることがあります。
- 2 データを利用した結果を公表する場合は、千葉市から提供を受けたことを明記して下さい。また、データの無断転載、改ざんを禁じます。
- 3 電子媒体によるデータの提供を希望される場合には、未使用的媒体を市に提出してください。
- 4 受渡し方法 (来庁・郵送・E-mail等) については、申請時にお問い合わせ下さい。

(様式3)

(申請年月日) 年 月 日

(あて先)
千葉市長

(申請者) 住所
名称
氏名

千葉市大気環境測定データの使用について（申請）

このことについて、下記のとおり申請いたしますので承認をお願いします。

1 使用目的

2 対象測定期局

3 対象期間

4 対象項目

5 データの入手方法及び形態

6 担当者の連絡先

住 所 :

電話番号 :

担当者名 :

E-mail :

7 その他

- (1) 提供されたデータは使用目的外の使用や第三者への提供はいたしません。
- (2) 承認の際に指示された事項を遵守します。